

総務大臣及び経済産業大臣を連名で記載してください。事前の面談で業所管省庁への申請が必要とされた場合は、業所管大臣も連名に追加してください。

記入方法

様式第十九 (第10条関係)

革新的データ産業活用計画の認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿
経済産業大臣 殿
〇〇大臣 殿

氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。共同申請の場合は、代表となる1社(者)について記載し、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。

住 所
名 称
代表者の氏名 印

住 所
名 称
代表者の氏名 印

生産性向上特別措置法第22条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
3. 生産性向上特別措置法施行規則第10条第2項又は第3項に該当する場合は、当該各項に掲げる書類を添付する。

本計画の記載に関する問い合わせをさせていただくこともありますので、電子メールアドレスは必ず記載してください。

革新的データ産業活用計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称

代表者名 (事業者が法人の場合)

資本金又は出資の額

常時使用する従業員の数

法人番号

日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号

連絡先 (所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等)

「否」とした場合、本計画における項目11は記載不要

- 2 特定革新的データ産業活用事業の実施等の予定の有無
- (1) 特定革新的データ産業活用の実施の予定の有無 有 ・ 無
- (2) 特定革新的データ産業活用事業者としての生産性向上特別措置法第26条第1項の規定による主務大臣の確認の要否 (国の機関等のデータの提供の求め) 要 ・ 否

- 3 生産性向上に特に資するものとしての主務大臣の確認の要否 (税制適用の要否) 要 ・ 否

「否」とした場合、本計画における項目6 (2)、8 (3)、9は記載不要

4 革新的データ産業活用の目標

※業務効率化、コスト削減、市場変化への対応、新技術・新製品・新サービス等の開発や利用、ビジネスモデルの変革、顧客・市場分析の強化、事業・ラインの拡大、データ流通、企業間における協調により新たな事業の創出・社会課題解決等、データ活用によって行おうとする目標を、データ活用の内容との関連が分かるように記載すること。

5 革新的データ産業活用の内容及びその実施時期

①	データの収集及び活用の 類型	<p>以下のいずれかから選択すること。(複数可)</p> <p>1. 他の法人又は個人が収集又は保有するデータを既存の内部データと合わせて連携させ、利活用すること。</p> <p>2. 自らセンサー等を利用して新たに取得するデータを既存の内部データと合わせて連携させ、利活用すること。</p> <p>3. 同一の企業グループに属する異なる法人間又は同一の法人の異なる事業所間において、漏えい又は毀損をした場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるデータを、外部ネットワークを通じて連携し、利活用すること。</p>
②	連携させるデータの内容、 類型該当性に関する補足 説明	<p>※記載内容は以下のとおり。(税制適用が不要の場合はこの限りで無い)</p> <p>【1の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集する他の法人又は個人が収集又は保有するデータの内容 ・連携する内部データの内容 <p>【2の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センサー等を利用して新たに収集するデータの内容 ・連携する内部データの内容 <p>【3の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携する法人又は事業所の名称 ・連携するデータの内容、そのうち漏えい又は毀損した場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるデータ、及び当該データが漏えい又は毀損した場合に生ずるおそれのある不利益の内容

③	データの収集方法	※継続的かつ自動的に収集する方法及び利用機器・ソフトウェアを記載
④	データの連携方法	※継続的に連携及び分析する方法及び利用機器・ソフトウェアを記載
⑤	データの活用方法 (データを整理し、他の事業者を提供する場合にあっては、それらの方法を含む。)	※分析したデータの生産活動への継続的な指示の方法及び関係機器・ソフトウェアを記載 ※2(1)において有を選択した場合(データの整理をし、他の事業者を提供する場合)にあっては、その整理及び提供の方法を記載
⑥	データを直接活用する事業の業種 (日本標準産業分類の中分類から選択)	※データ活用に係る主な事業の業種を、日本標準産業分類の中分類から選択し、その名称及びその番号を記載(ただし、392 情報処理・提供サービス業の場合は、小分類まで含めて特定して記載すること)
⑦	データの活用による生産、販売その他事業活動の変化	※今回のデータ活用により、これまでにできなかったものであって新たにどのような生産、販売その他事業活動の方法や取組が行えることとなるかを記載。
⑧	実施時期	※革新的データ産業活用の実施を予定している時期を5年以内で記載。少なくとも生産性向上の目標の数値見込みを記載する期間を含めること。 (例: 2018年7月~2021年3月)

6 データの安全管理

(1) データの安全管理の方法

①	データにアクセスできる組織又は個人を必要最小限に制限する機能	データの種類に応じてアクセスできる組織又は個人を必要最小限に制限するための仕組みを記載。 (例: ・当該データ連携基盤にアクセスする人物・機器に対して認証機能があり、システム内で行動する許可を与えたりログインを拒否したりする仕組みを有している。 ・ネットワークやファイルシステムにおいてアクセスコントロールリスト等を用いてアクセスコントロールを実施している。 ・認証や認可に関する処理をログとして記録し、アクセス権の妥当性を検証している。)
---	--------------------------------	--

②	データ連携を行うシステム間の通信経路から盗取されないような機能	<p>データ連携を行うシステム間の通信経路が第三者に盗聴されないようにするための仕組みを記載。</p> <p>(例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データがインターネット等のオープンな経路を通過する場合は、VPN の使用やデータの暗号化等を行い盗聴や漏えいに備えている。 ・ 無線 LAN において、暗号化やフィルタリング、アクセスポイントのログ収集等を行っている。)
③	データに対する外部からの不正なアクセスに対する防御に必要な機能	<p>データに対する外部からの不正なアクセスに対して防御するための仕組みを記載。</p> <p>(例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該データ連携基盤に接続されるすべての機器、ソフトウェアについて脆弱性対策を実施している。 ・ ファイアウォールや侵入検知・防御システムを利用し、外部からの侵入への対策を実施している。)
④	データを連携させるシステムに対する不正なアクセス等を検知する体制	<p>データを連携させるシステムへの不正なアクセスを検知するための仕組みを記載。</p> <p>(例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセスログやシステムのログを定期的に参照し、不正アクセスを検知できる体制を構築している。 ・ セキュリティ監視・運用サービスを利用する場合、経済産業省が定める「情報セキュリティサービス基準」及び当該基準を満たすと認められた企業を記載した「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」に記載があるサービスを利用している。)
⑤	不正なアクセス等により被害が生じた場合の対処方針	<p>不正なアクセス等により被害が生じた場合の対処方針を記載。</p> <p>(例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CSIRT やそれに準ずるインシデント発生時の対策部門がある。 ・ 外部のセキュリティサービス提供者と常時連絡が取れる体制を事前に用意しており、さらに対策マニュアル類を整備している。)
⑥	データの提供を受ける法人又は個人における安全確保対策	<p>データ連携の提供先部門・企業において、適切なセキュリティ対策が実施されていることを確認するための仕組みを記載。</p> <p>(例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セキュリティ対策が、当該データ連携基盤を利用するすべての企業・部門において効果的に稼働していることを定期的に監査し、不具合がある場合にはそれを是正する仕組みや体制を構築している。 ・ 情報セキュリティ監査サービスを利用する場合、経済産業省が定める「情報セキュリティサービス基準」及び当該基準を満たすと認められた企業を記載した「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」に記載があるサービスを利用している。 ・ セキュリティ上の脅威の変化により必要なセキュリティ対策が新たに発生した場合、当該データ連携基盤を利用するすべての企業・部門において、速やかにその適用を行うことについての合意が取れている。)

⑦	データを連携させるシステムについての定期的な脆弱性確認の方法	<p>データ連携を行うシステムにおいて、定期的に既知の脆弱性がないことを確認し、必要に応じて対処するための仕組みを記載。</p> <p>(例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該データ連携基盤で使用するハードウェア、ソフトウェアは、導入時及び定期的に脆弱性診断を受けている、又は受けることになっている。 ・使用するハードウェア、ソフトウェアに対してベンダーや第三者から脆弱性の報告があった場合には、当該データ連携システムへの影響を検討し、修正を行うことができる体制を構築している。 ・脆弱性診断サービスを利用する場合、経済産業省が定める「情報セキュリティサービス基準」及び当該基準を満たすと認められた企業を記載した「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」に記載があるサービスを利用している。)
---	--------------------------------	---

(2) 上記内容の適正性及びその運用について担保をする情報処理安全確保支援士

※税制適用が不要の場合は記載不要

氏名

登録番号

(注) 1. 申請者が中小企業者の場合は、IT コーディネータでも可。

2. 登録されていることを示す書類の写しを添付すること。

7 個人情報の取扱い

(1) 本計画に係る革新的データ産業活用において用いられるデータにおける、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第6項に規定する個人データの有無

※今後取得する見込みがある場合についても「有」を選択

有 ・ 無

(2) 本計画の主たる目的として活用する個人データの内容及びその取扱いの方法

※(1)で「無」と回答した場合は記載不要

※今後取得する見込みがある個人データについては、現時点で想定される内容を記載

※データの種類ごとに記載

①	個人データの種類 (保有個人データを含む場合にあっては、その旨及び内容を明記すること)	※顧客データ、職員データ等の分類で記載
②	活用の目的	※革新的データ産業活用との関係を記載

		(記載例：～のため、連携先事業者と顧客データを連携することにより消費者行動を分析)
③	情報の項目	※住所、氏名、メールアドレス、電話番号、位置情報、購買履歴等の項目について、それぞれの関連性も含めて記載、要配慮個人情報が入る場合はその旨記載
④	要配慮個人情報を用いる場合にあっては、その内容	※個人情報保護法施行令第2条を基に、健康診断の結果、身体障害等を具体的に記載
⑤	活用方法の概要	※個人データの入手方法、自社での利用方法、第三者への提供の有無等を記載 (記載例：連携先事業者から個人データを取得し、当社で匿名加工情報を作成した上で第三者に提供)
⑥	提供元	※社外の別の組織・団体から入手した場合は、当該組織・団体の概要を記載
⑦	取得方法	※会員登録時に顧客が自ら記載、カメラでの撮像等の手法を記載
⑧	匿名加工情報を作成する場合におけるその方法	※匿名加工情報の作成を行うか否か、その方法として、委託事業者の活用の有無、体制の概要等を記載
⑨	第三者提供を行う場合におけるその方法 (個人情報保護法第23条第2項に規定する方法による場合にあっては、その旨、具体的方法及び個人情報保護委員会への届出の有無・時期等)	※第三者に提供される個人データ・匿名加工情報の項目、提供方法、利用目的等の概要を記載、予定がなければ記載不要
⑩	第三者提供を受ける場合におけるその方法	※第三者提供を受ける場合の個人データ・匿名加工情報の項目、提供方法、利用目的等の概要を記載、予定がなければ記載不要。
⑪	外国にある第三者からの提供を受ける場合におけるその概要	※どういった国・地域の第三者から提供を受けるか、個人データの項目、提供の方法、利用目的の概要を記載、予定がなければ記載不要
⑫	外国にある第三者への提供を行う場合におけるその概要	※どういった国・地域の第三者に提供するか、個人データの項目、提供の方法、利用目的等の概要を記載、予定がなければ記載不要
⑬	安全管理措置及び委託先の監督の概要	※事故発生時の手順等に係る社内規程の有無、委託先との契約における個人データの取扱いに関する規定の有無、第三者認証を得ている場合はその旨
⑭	従業員に対する個人情報の	※個人データの安全管理が図られるよう、どのような教育・啓発を行っているのか、違

	取扱いに関する教育・啓発	反行爲を行った従業員に対して、どのような措置を講ずるか記載
⑮	個人情報の取扱いに関して 法令遵守を担保する担当部 署名及び連絡先	部署名： 連絡先： ※責任の所在を明確にする観点から、原則一部署を記載
⑯	個人データの件数	※年間での想定件数を記載

※個人情報保護委員会への協議を要する場合

(3) 個人情報保護法及び関連法令等の遵守並びにそれを担保する方法

本計画の内容及び本計画の実施において、個人情報保護法及び関連法令等を遵守するか。

※(1)で「無」と回答した場合は記載不要

する ・ しない

それを担保する方法：

(記載例：民間認証の取得、社内規程の整備及び外部監査の活用)

8 生産性向上の目標

(1) データ活用による生産性の変化の内容

※売上高、人件費等、項目毎にどのような変化が見込まれるか、データ活用との因果関係が分かるように記載すること。

(2) 労働生産性

※全て(1)との因果関係が分かるよう算出方法を記載すること。また本計画におけるデータ活用の取組に関わる事業の範囲で算出すること。

①	現状(数値)	
②	投資計画策定翌年度の見込み	
③	投資計画策定翌々年度の見込み	
④	投資計画策定翌々々年度の見込み	

⑤	伸び率の年平均の3年間の平均 値（数値）	
---	-------------------------	--

（注）事業の用に供する年度を起算年度とする

（3）投資利益率

※税制適用が不要の場合は記載不要

※全て（1）との因果関係が分かるよう算出方法を記載すること。また本計画におけるデータ活用の取組に関わる事業の範囲で算出すること。

①	設備投資額（税制の対象に関するものに限る。）	
②	投資計画策定翌年度の営業利益と減価償却費の増加額の合計の見込み	
③	投資計画策定翌々年度の営業利益と減価償却費の増加額の合計の見込み	
④	投資計画策定翌々々年度の営業利益と減価償却費の増加額の合計の見込み	
⑤	3年間の平均値 （（②+③+④）／①）	

（注）事業の用に供する年度を起算年度とする。

9 本計画のために新たに投資する設備 ※税制適用が不要の場合は記載不要

（1）全ての設備

	設備の種類	設備の名称	設備の型式／機能	数量	事業の用に供する時期	合計金額 （千円）	税制 対象
1							
2							
3							
				合計			

※機械装置については、データ連携・利活用の対象となるデータの継続的かつ自動的な収集を行うもの又はデータ連携・利活用による分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示をうけるものであることが分かるよう、その内容を、「設備の機能」の欄に記載すること。また、各設備の機能の仕様を示す資料を添付すること。

(2) 上記のうちデータ連携に必要なソフトウェア

	設備の名称	設備の型式／機能	データ連携において果たす役割
1			
2			

※器具備品又は機械装置に組み込まれている場合は当該器具備品又は機械装置の名称及び組み込まれたソフトウェアの機能を記載。

※データ連携において果たす役割は、4の記載内容との関係性が分かるように記載すること。

10 革新的データ産業活用に必要な資金の額及びその調達方法

※1.9(1)に記載の合計額に加えて、その他の費用（税制の対象となるソフトウェア、機械装置又は器具備品以外の設備投資経費やクラウドサービスを含む外部サービス費用等）の合計額を記載すること。

費用	調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
	データ活用に必要な資金の合計額						
データ活用に必要な資金の額	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

(注) 1. 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

2. 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

11 特定革新的データ産業活用の内容

(1) 関係する産業分野

(記載例：自動走行・モビリティサービス)

(2) 主に収集するデータの内容とその提供元

(記載例：自動車会社の保有する走行データ、国土地理院の保有する地図データ等)

(3) 整理することにより生成されるデータ

(記載例：3次元地図データ)

(4) 主なデータの提供先

(記載例：自動車会社、防災事業者等)